

京 都 府 立 陶 工 高 等 技 術 専 門 校

清 掃 業 務 仕 様 書

令 和 7 年 度

京 都 府 立 陶 工 高 等 技 術 専 門 校

1 施設の規模等

- (1) 名 称 京都府立陶工高等技術専門校
- (2) 所 在 地 京都市東山区今熊野阿弥陀ヶ峰町 17-2
- (3) 規 模
- ア 敷地面積 5,191.45 m²
- イ 構造等 本館及び実習室 鉄筋コンクリート造地上3階、地下1階建
窯場 鉄骨造平屋建
- ウ 延床面積 3,032.83 m²
- エ 建物概要 別添の次の資料を参照
- ① 校内配置図
- ② 建物配置図

2 委託期間

令和7年6月1日から令和8年5月31日まで

3 一般的事項

- (1) 当該業務は、京都府立陶工高等技術専門校の校舎全般について、建築物の衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく清掃を目的としているので、本仕様書に明記されていない事項であっても目的達成に必要な細部の事項については、甲乙協議の上、実施するものである。
- (2) 本業務仕様書は業務の大要を示すものであるので、具体的な事項については、関係法令等に従わなければならない。
- (3) 作業の実施に当たっては、あらかじめ日程等について打ち合わせを行い、京都府立陶工高等技術専門校等の業務等に支障のないよう留意しなければならない。
- (4) 校舎の電気・機械設備の定期点検業務等が行われる場合には、関係業者等と相互に連絡及び協調して、業務を円滑に遂行するよう努めなければならない。
- (5) 清掃業務を統括的に実施するため、建築物環境衛生管理技術者を派遣し、企画、指導及び監督させるものとする。

4 日常清掃管理業務

- (1) 対象面積
- 日常清掃対象面積は、仕様書「別表1」のとおりとする。

- (2) 業務日及び勤務時間帯

区 分	清 掃 日	開始時刻	終了時刻	備 考
日常清掃	京都府の休日を除く毎日	9時00分	12時00分	

（注）京都府の休日とは、日曜日、土曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）とする。

- (3) 共通事項

ア 作業の実施に当たっては、常に火災、盗難その他の事故が発生することのないように十分注意すること。

イ 作業員は、作業に当たり清掃業務に専念し、必要以外の場所に立ち入らないこと、みだりに書類に手を触れないことなど必要以外の行為をしないこと。

ウ ごみ収集用ビニール袋以外の清掃器具及び使用材料は、乙の負担とし、作業内容及び建築材料に最も適したものをを用いること。

エ 作業は、静粛かつ丁寧に行い、建物及び器物を破損させたり、通行者、壁等にちり、ほこり、清掃用水等を飛び散らさないように十分注意すること。

オ 作業の実施に当たり、甲の建物、備品等を破損したときは、直ちに甲の指定する職員に連絡してその指示に従うこと。

キ 作業が終了したときは、甲の指定した職員に報告すること。

(4) 日常清掃内容

ア 床の清掃

ほうきやダストモップによりごみ及びほこりを除去し、必要に応じて絞りモップ又は雑巾で拭き取る。(石材床は、必要に応じて部分水洗い等を行う。)

イ 便所の清掃

- ① 便所及び磁器タイル面(壁面含む)は、砂、泥、汚物等をよく拭き取った後、絞りモップでよく水拭きすること。
- ② 女子便所の汚物は、容器から取り出して甲の指定する場所へ運搬し、容器は水洗いすること。
- ③ 洗面台、洗面器及び手洗い器は洗剤を使って拭き上げること。
- ④ 鏡は乾拭き又は水拭き後、乾拭きで水分を拭き取ること。
- ⑤ トイレットペーパー、手洗い用石鹼液等の衛生消耗品の補充は、随時見回りをして途切れないようにすること。

ウ マットの清掃(玄関、中庭出入り口、3階出入り口等 4枚)
使用マット類に付着した砂ぼこり等の除去清掃を行う。
(ただし、1週間に1回。)

エ 階段手すりの清掃

タオル雑巾又はダストクロス等を用いて拭くこと。

オ 吸い殻、茶殻等の生ごみ及びごみの処理

- ① 喫煙コーナー(1箇所)にある備え付け灰皿の吸い殻の収集は毎日行い、甲の指定する場所に運搬し、灰皿を水洗いすること。
- ② 給湯室(1箇所)の茶殻等の生ごみの収集は上記①に準じて処理し、茶殻等入を水洗いすること。
- ③ 職員室内のゴミ箱及び職員室脇、中庭にある備え付けのごみ箱内のごみ、空き缶、プラスチック類等に分別してあるゴミは適宜収集し、甲の指定する場所へ運搬整理すること。プラスチック類のゴミのうち、特に廃棄カップ麺容器等、食品汚れのあるものは燃えるゴミへの分別とするなど、注意して運搬整理すること。

5 定期清掃管理業務

(1) 対象箇所・面積及び回数等

定期清掃対象箇所・面積及び回数は、仕様書「別表2」のとおりとする。
日時については、甲と打ち合わせの上決定すること。

(2) 業務日及び業務時間帯

区 分	清 掃 日	開始時刻	終了時刻	備 考
定期清掃	訓練に支障のない日時を 甲と打ち合わせの上決定	9時00分	17時00分	

(3) 共通事項

ア 作業の実施に当たっては、常に火災、盗難その他の事故が発生することのないように十分に注意すること。

イ 作業員は、作業に当たり清掃業務に専念し、必要以外の場所に立ち入らないこと、みだりに書類に手を触れないことなど必要以外の行為をしないこと。

ウ 清掃器具及び使用材料は、乙の負担とし、作業内容及び建築材料に最も適したものをを用いること。

エ 作業は、静粛かつ丁寧に行い、建物及び器物を破損させたり、通行者、壁等にちり、ほこり、清掃用水等を飛び散らさないように十分注意すること。

オ 作業の実施に当たり、甲の建物、備品等を破損したときは、直ちに甲の指定する職員に連絡してその指示に従うこと。

カ 作業が終了したときは、甲の指定した職員に報告すること。

(4) 定期清掃内容

ア 会議室等のビニールシート床及びビニールタイル床の清掃に当たっては、椅子等の移動できる家具を移動させ、砂、ごみ等を拭き取った後、中性洗剤で洗浄し、これを十分拭き取って乾燥させた後、樹脂ワックスを塗布すること。

石材床、コンクリート床等は、洗浄のみ行うものとし、作業後十分乾燥させること。

床コンセントのある場所は、コンセントを養生した上でワックスを塗布すること。

イ 清掃の実施方法については、ア（上記項目）に掲げるところによる。

ただし、同等の効果があるものであれば、他の方法によることを妨げない。この場合には、あらかじめ甲乙協議の上、決定する。

ウ 廊下等の清掃に当たっては、必要に応じてワックスの剥離作業を行うこと。

エ 階段の手すり、ガラスドア、ドアの金属部分等は、随時に拭き掃除を行

うこと。

オ マットの清掃（玄関、中庭出入り口、3階出入り口等 4枚）

使用マット類を一日日干しした後、叩くことにより付着した砂ぼこり等の除去清掃を行う。

（ただし、定期清掃期間に晴れの日のない場合は叩きのみ行うこと。）

6 窓ガラス等清掃業務

(1) 対象箇所

窓ガラス、 延べ約 392 m²（別添各階平面図参照）

(2) 窓ガラス等清掃業務の回数と時期

年 1 回

日時については甲の指定した職員と打ち合わせの上決定すること。

(3) 業務日及び業務時間帯

区 分	清 掃 日	開始時刻	終了時刻	備 考
窓ガラス等清掃	訓練に支障のない日時を 甲と打ち合わせの上決定	9時00分	17時00分	

(4) 窓ガラス等清掃業務内容

ア 無磷洗浄剤で洗浄し、タオル又はスクイジーを用いて、十分拭き取るものとする。なお、窓ガラスの場所等に応じて、最も適した方法で行うものとする。

イ その他

危険防止には、特に注意を払うものとし、安全対策に万全を期すること。

仕様書別表 1

■日常清掃業務

場所		床材(仕上げ)	面積(㎡)	日常清掃の割合 回数/週(回)
1階	校長室	カーペット・タイル	28	5
	職員室(男子更衣室含む)	ビニール床シート(タイル)	50	5
	相談室	カーペット・タイル	36	5
	表玄関・正門周辺	石材床	100	5
	玄関ホール・内階段	石材床	68	5
	中非常階段・廊下	ビニール床シート(タイル)	88	5
	1階 給湯室	ビニール床シート(タイル)	3	5
	1階 トイレ(男女とも)	タイル	20	5
	吸殻収集・処理		0.07	5
小計			393.07	
2階	視聴覚室	ビニール床シート(タイル)	130	4
	図書室	カーペット・タイル	30	3
	研修室	ビニール床シート(タイル)	36	3
	展示室	カーペット・タイル	28	5
	陶工ギャラリー	石材床	70	5
	中非常階段	ビニール床シート(タイル)	54	5
	中庭	石材床	200	3
小計			548	
3階	中非常階段	ビニール床シート(タイル)	60	5
	講堂・体育館周辺廊下			
	北門周辺	アスファルト	100	1
小計			160	
合計			1,101.07	

仕様書別表2

■定期清掃業務（定期清掃業務、ガラス清掃業務、屋根・樋清掃業務） 各業務 年1回

作業場所	作業箇所	作業要領
(A) 共用部分 (1) 玄関ホール (2) 陶工ギャラリー (3) 階段、廊下 (B) 専用部分 (1) 事務室、更衣室、研修室 視聴覚室 (2) 図書室、展示室 (3) 絵付デザイン科実習室 (4) 講堂・体育館 (5) 給湯室 (注) 別添平面図参照	(1) 石材床	ア 表面洗浄 (ア) 箒で埃をとる。 (イ) 適性洗剤で洗浄をする。 (ウ) 乾燥後適性床維持材を塗布する。 イ 剥離洗浄 (ア) 箒で埃をとる。 (イ) 適性時期に適性洗剤で剥離洗浄をする。 (ウ) 乾燥後適性床維持剤を塗布する。
	(2) 弾性床材	ア 表面洗浄 (ア) 箒で埃をとる。 (イ) 適性洗剤で洗浄をする。 (ウ) 乾燥後適性床維持材を塗布する。 イ 剥離洗浄 (ア) 箒で埃をとる。 (イ) 適性時期に適性洗剤で剥離洗浄をする。 (ウ) 乾燥後適性床維持剤を塗布する。
	(3) 木 床	ア 表面未処理の木床 (ア) 箒で埃をとる。 (イ) 油性ワックス洗浄または油污れの甚だしい場合は溶剤を含ませたおがくずで洗浄する。 (ウ) 乾燥後適性床維持剤（油性ワックス）を塗布する。 イ 表面ウレタン処理の木床 (ア) 箒で埃をとる。 (イ) 適性洗剤で表面洗浄をする。 (ウ) 適性時期に適性洗剤で剥離洗浄する。 (エ) 乾燥後適性床維持剤を塗布する。
	(4) モルタル	ブラシ又はフロアマシンで洗浄する。但し汚れの度合により適性洗剤を併用する。
	(5) カーペット・タイル	電気掃除機で埃をとる。
	(6) 窓ガラス	ガラス用洗剤で拭き仕上げる。
	(7) 雨樋	落ち葉をとる。